

平成 19 年度 農業農村整備事業等予算
概算決定 主要新規・拡充事項の内容
(参考資料)

平成 18 年 12 月
農村振興局整備部

平成19年度 主要新規・拡充事項の内容 目次

基幹水利施設ストックマネジメント事業【新規】	1
国営造成水利施設保全対策指導事業【拡充】	2
農業用水の自然エネルギーの活用支援事業（非公共）【新規】	3
農業生産法人等育成緊急整備事業【新規】	4
段階的基盤整備等実証調査事業【新規】	5
食の安全・安心確保基盤整備推進対策【新規】	6
国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク構築事業【新規】	7
農村防災・災害対応指導体制強化事業【新規】	8
農業用水水源地域保全整備事業【新規】	9
農業用水水源地域保全対策事業【新規】	10
農地・水・環境保全向上対策（非公共）【新規】	11

国営造成水利施設保全対策指導事業（拡充） ～ 広域基盤整備計画調査との連携～

1. 趣 旨

- (1) 国営土地改良事業等により造成された基幹的な農業水利施設は、ダム、頭首工、用排水機場等が約 7 , 0 0 0 ヶ所、農業用排水路が約 4 万 5 千kmにのぼっており、安定的な食料供給に欠かせない社会資本ストックとなっている。
- (2) これら基幹的な農業水利施設の多くは今後順次更新時期を迎えるため、施設の長寿命化などにより既存ストックの有効活用を図ることが不可欠となっている。
- (3) 基幹的な農業水利施設の大部分は、土地改良区等に管理委託されているが、土地改良区等が管理主体として適切にその能力・機能を発揮できるような条件整備が必要である。
- (4) こうした観点から、国は、国営造成施設の長寿命化を目的とする保全対策等を適切に推進するため、平成 1 5 年度より国営造成水利施設保全対策指導事業を実施し、施設管理者と調整を図りつつ、施設の機能診断及び予防保全計画の策定を行うとともに、施設管理者が行う効果的な予防保全対策や適期の整備更新の実施に関する指導・助言を行っている。
- (5) 今後は、これらの対策をさらに実効性の高いものとし、広く一般化するため、広域基盤整備計画調査と連携し、大規模農業地域の中長期の整備計画である「最適整備計画」の中に、予防保全計画を位置づけることとする。

2. 事業内容

土地改良調査管理事務所等において、国営土地改良事業により造成された基幹的な農業水利施設を対象に、施設管理者と調整を図りつつ、施設機能診断及び予防保全計画の策定を平成 2 3 年度までにすべての施設を対象に行う。また、施設管理者が行う施設の保全に関する指導・助言を実施する。

- (1) 施設の長寿命化のための機能診断
 - 施設の現況調査（構造物の環境条件、変状、使用状況等）
 - 劣化の度合いの測定等、施設の機能診断
 - 劣化原因究明のための構造物の監視
 - 予防保全工事等施設の長寿命化のための予防保全計画の策定（広域基盤整備調査計画実施地域においては、当該計画を長寿命化に配慮した更新整備計画に位置づけ）
- (2) 施設管理者に対する指導・助言
 - 施設の予防保全対策の実施に関すること
 - 施設の整備更新の実施に関すること

3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：国
- (2) 補 助 率：1 0 / 1 0

4. 平成 1 9 年度概算決定額

1 , 7 8 5 , 9 6 4 千円 (8 7 2 , 9 7 8 千円)

【担当課(室)：農村振興局整備部水利整備課施設管理室】

農業用水の自然エネルギーの活用支援事業(新規)

(農業分野における地球温暖化対策の一助)

1. 趣 旨

- (1) 京都議定書の温室効果ガス総排出量の削減約束の達成に向け地球温暖化対策への取組が浸透している中、農村地域、農家個々においても自然エネルギーを利用した取組みが現れてきており、農村地域を潤している身近な農業用水を利用した小水力発電への関心が高まってきている。
- (2) また、新たな「食料・農業・農村基本計画」でも、「農業分野における地球温暖化対策の充実を図る」ことを打ち出しており、既設の農業水利施設を活用した小水力発電は有用な手法である。
- (3) 今後、より実効ある小水力発電の着実な整備への取組が必要であるため、既設の国営造成農業水利施設等の施設管理者である土地改良区等が行う、農業水利施設の水力エネルギーを利用する小水力発電への取組を国が促進支援することにより、既存水利施設の有効活用、地域用水機能の発揮を促進するとともに、農業分野における地球温暖化対策を推進する。

2. 事業内容

土地改良区等の施設管理者、農業関係者向けに、農業水利施設を利用した小水力発電への取組みのアプローチを支援するソフト活動を実施

- (1) 小水力発電の見込める施設に関する「小水力適地情報」(仮称)の作成と整理
国営造成農業水利施設と附帯水利施設のうち、小水力発電が可能な地点の情報(落差、水量等)を施設管理者とともに収集・整理
収集地点の情報をGIS情報として整理し、「小水力適地情報」を作成し農業者団体等と情報を共有
- (2) 手続きに関する技術的指導及び「利用マニュアル」(仮称)の作成と普及
「小水力適地情報」に基づき、土地改良区等に対し技術的指導
小水力発電導入に至るまでに必要な関係機関との調整や手続等分かりやすい法手続(河川法、電気事業法等)の解説資料の検討と整理
～ を内容とする「利用マニュアル」(仮称)等の作成と普及

3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：民間団体
- (2) 補助率：定額
- (3) 事業実施期間：平成19年度～平成21年度

4. 平成19年度概算決定額 30,000千円(-)

【担当課：農村振興局整備部水利整備課】

農業生産法人等育成緊急整備事業(新規)

～望ましい農業構造の確立と農村社会の持続的な発展に向けた基盤整備の推進～

1. 趣 旨

- (1) 品目横断的経営安定対策の導入を受けて、地域農業の構造改革の加速化が図られることとなるが、一方、改革の立ち遅れが課題となっている土地利用型農業地域においては、社会的・地理的状况等によって意欲と能力のある個別経営の育成がしづらいたとも想定され、改革の停滞が危惧される。
- (2) また、基本法においては、「国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する」ために必要な施策を講ずることとされており、「農業構造の展望」においては、平成27年度までに法人経営・集落営農経営は3～5万程度の育成が見込まれ、望ましい農業構造の確立が図られるものとしている。
- (3) このような状況のなか、優れた経営者としての能力を身に付け、意欲をもって農業経営の発展を目指す農業生産法人等を、地域農業の再編のきっかけとなる基盤整備を契機として緊急的に育成し、望ましい農業構造の確立及び農村社会の持続的な発展に資するものである。

2. 事業内容

地域における農業生産法人等の育成状況、農地の整備及び利用集積の状況を踏まえ、必要となる土地改良事業を総合的・一体的に実施するものであり、次に掲げるア～オの事業のうち2以上(ア又はイは単独でも可)の事業を実施。

ア 暗渠排水 イ 区画整理 ウ 客土 エ 農業用排水施設 オ 農道
と密接な関連のある農村生活環境整備事業、農業生産法人等育成促進事業等を実施。

3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：都道府県
- (2) 採 択 要 件：
 - 受益面積が20ha以上であること
 - 品目横断的経営安定対策の対象経営体となる農業生産法人等が事業完了時まで育成されること
 - 事業実施主体は、ア)法人の育成方針、イ)法人等への農地の利用集積方針、ウ)法人の経営手法等が定められた農業生産法人等育成土地改良整備計画を策定すること
 - 事業実施主体は、事業完了後5年間、農業生産法人等育成土地改良整備計画に係る評価を行い報告を行うこと
 - 事業の完了時において、農業生産法人等への経営等農用地面積シェアが一定以上になること
- (3) 補 助 率：内地・北海道50%、中山間55%、沖縄75%、奄美60%、離島55%
- (4) 事業実施期間：平成19～23年度(採択期間)

4. 平成19年度概算決定額(平成18年度予算額)

1,000,000千円(0)

【担当課(室)：農地整備課経営体育成基盤整備推進室】

段階的基盤整備等実証調査事業(新規)

～地域の発展段階に応じた段階的整備等の推進～

1. 趣 旨

- (1) 農地は我が国の食料供給力の確保を図る上で最も重要な要素であるが、一度荒廃すると元に戻すことは容易ではない。
- (2) 平成15年度末時点で全国におよそ100万haの未整備水田が存在しており、このような農地においても営農は行われているものの、担い手は未整備地を借りたがらない傾向にあることから、後継者不足によるこうした農地の荒廃化が懸念されている。
- (3) このため、農地の利用集積の状況など地域の農業構造改革の進展に応じて、畦畔撤去による最小限度の区画拡大を行う等担い手が必要とする基盤整備を選択する方式(段階的な整備)を行うことにより、基盤整備後だけでなく将来の世代交代時等における担い手への集積を推進する必要があると考えられる。
- (4) このようなことから、国が指針を作成し、地域の発展段階に応じた整備を行う等、段階的整備等の考え方を導入した基盤整備の取組を重ねることを通じて、更なる担い手の育成・確保の契機となる新たな整備手法を全国的に推進し、ひいては望ましい農業構造の確立及び農村社会の持続的な発展に資するものとする。

2. 事業内容

(1) 段階的基盤整備等実証計画の策定

厳選したモデル地区において地域の営農ビジョンや担い手の規模拡大の意向等を把握するとともに、段階的整備の導入における諸課題を地域で組織される団体において分析・検討し、地域の発展段階に応じた必要最低限の整備計画を、直営施工の可能性も検討しつつ策定する。

(段階的基盤整備は経営体育成基盤整備事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等を活用)

(2) 段階的基盤整備等導入指針の策定

段階的整備の導入により発揮される効果を定量的・定性的に提示するとともに、(1)と連携しながら、段階的基盤整備等を推進するために必要とされる諸課題に対応するための指針を有識者の議論等を踏まえ取りまとめる。

3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等〔2.(1)〕
民間団体〔2.(2)〕

(2) 採 択 要 件：

一定の整備を施すことにより農地の遊休化が防止でき、段階的に担い手への利用集積が進むことが期待できる地域

(3) 補 助 率：定額

(4) 事業実施期間：平成19～21年度

4. 平成19年度概算決定額(平成18年度予算額)

段階的基盤整備等実証調査事業 30,000千円(-)
〔関連整備〕(経営体育成基盤整備事業74,600,000千円の内数)
(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
34,088,110千円の内数)
【担当課(室)：農地整備課経営体育成基盤整備推進室】

食の安全・安心確保基盤整備推進対策(新規)

1.趣 旨

- (1) BSE問題などを契機とし、国民の食の安全・安心に対する関心が高まりを見せている。農林水産省においても、消費者の視点に立った安全・安心な食料の安定供給を実現し、「安心」と「信頼」を確保するための施策を強化している。
- (2) 安全・安心な食料を消費者の多様な食生活のニーズに合わせて供給するためには、生産者の地域ぐるみの取組が重要である。その際、「水」や「農地」といった生産基盤は、取組を実施する際の基礎的な条件として重要となる。また、かんがい用水を利用した土壌消毒など、基盤整備を活用した安全・安心な農産物生産への自主的な取組の萌芽も見られる。
- (3) このため、食の安全・安心を確保するための新技術を積極的に導入し、その効果の検証を通じて新技術の活用と普及を図ることにより、食の安全安心に配慮した基盤整備を推進する。

2.事業内容

新技術に関する実証圃の設置・検証、モデル地区に対する技術的な支援、安全・安心を推進する基盤整備にかかる情報の収集提供、廃棄物の効率的な処理に係る支援を実施。

3.事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：民間団体
- (2) 採 択 要 件：モデル地区において食の安全・安心に向けた取組（適正農業規範の導入等）への合意形成が図られていること。
- (3) 補 助 率：1 / 2（廃棄物の効率的な処理に係る支援）定額（左記以外）
- (4) 事業実施期間：平成19年度～平成21年度

4.平成19年度概算決定額

	70,000(0)千円
関連整備	600,000(0)千円
(関連整備は畑地帯総合整備事業 35,032,670(37,590,000千円)の内数)	

【担当課：農村振興局整備部水利整備課】

国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク構築事業(新規)

1. 趣 旨

- (1) 平成16年の未曾有の集中豪雨、10度にわたる台風の来襲、大規模地震による災害等を契機として、防災・減災に対する国民の関心は著しく高まっており、迅速かつ総合的な防災対策が求められている。とりわけ防災情報については、あらゆる防災対策の基礎であることから早急な整備が求められている。このような中「食料・農業・農村基本計画」(平成17年3月閣議決定)において「集中豪雨や、台風、地震等の自然災害に対して安全で安心できる生活環境の確保を図るため、防災対策等を推進する。また、農地防災対策、農地保全対策等を推進する。」と記載され、また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月閣議決定)においても「防災情報の迅速な伝達体制の整備等の災害対策の強化を進める。」旨が明記されている。
- (2) これらの方針に従い、平成18年度にため池等農地災害危機管理対策事業を創設し、地方公共団体等の防災情報管理システムの整備促進を図っているところである。
- (3) 一方、国営造成土地改良施設については、基幹施設等地域防災上も重要な施設であり、管理者がよりの確な操作運用ができるよう必要な防災情報を広域的に収集し、管理者等に提供することが、施設所有者である国に求められている。
- (4) ついては、国において国営造成土地改良施設の観測データ等を収集、整理し、降雨・水位等の危険情報と併せて、提供するためのシステムを構築・運用し、地域の防災力の向上の一翼を担うものとする。
- (5) また、現在、内閣府において各府省庁が防災情報の共有を図るため防災情報共有プラットフォームを開発しているところであるが、本事業におけるシステムの開発にあたっては、防災情報共有プラットフォームとの連携を視野に入れて構築し、防災情報について他府省庁との連携を図ることとする。

2. 事業内容

- (1) 防災情報管理システムの整備
防災情報の収集、蓄積、分析、提供のためのソフトウェアの開発及びサーバー等のハードウェアの整備
既存の観測機器をシステム上に取り込むための改良
- (2) システムを利用した情報の提供

3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：国
- (2) 事業実施期間：平成19年度～平成22年度

4. 平成19年度概算決定額

95,000千円(システムの最適化に係る経費)

【担当課：農村振興局整備部防災課】

農村防災・災害対応指導体制強化事業（新規）

1. 趣 旨

- (1) 農村地域においては、施設管理者の減少・高齢化により、農業用施設の維持管理が十分に行き届かなくなっている一方で、地域の都市化・混住化の進展により、ため池等の農業用施設の被災による地域への影響がより大きくなってきている。
- (2) また、近年、記録的な集中豪雨が頻発するとともに、東海・東南海・南海等の大規模地震の発生が危惧されるなかで、大規模災害の発生が強く懸念されているところである。
- (3) このような中、災害復旧に係る負担の軽減を図る観点から、「平時の防災点検」、「警戒時の直前対応」、「災害発生直後の応急対応」、「災害復旧時の本格的な対応」等各段階において迅速かつ的確な対応を徹底していくことが重要であり、そのためには、現場レベルの施設管理者等に対する防災・災害対応についての指導体制を整備することが急務である。
- (4) このため、農村における防災・災害対応に係る指導体制の早急な整備を図るため、モデル県における実証調査を行うとともに、それらを踏まえモデル県における最適な指導体制の検討、モデル県以外への普及を行うものである。

2. 事業内容

- (1) モデル県において、農村災害復旧専門技術者、農村防災指導技術者、農村災害ボランティア等による現場レベルでの指導を先行的に実践する実証調査の実施
- (2) 実証調査を通じ、モデル県における、防災対応時の効果的な指導手法、災害対応時の迅速な技術者確保策等に関し、具体的な課題抽出と対応策の検討
- (3) モデル県における最適な指導体制の検討、モデル県以外への普及・定着

3. 事業実施主体

民間団体

4. 補助率

定額補助

5. 事業実施期間

平成19年度～平成23年度

6. 予算科目

(項) 農業生産基盤整備事業費

(目) 諸土地改良事業費補助

(目細) 土地改良融資事業等指導監督費補助

7. 平成19年度概算決定額

25,000 (-) 千円

【担当課：農村振興局整備部防災課】

農業用水水源地域保全整備事業（新規）

1. 趣旨

- (1) 良質な農業用水の安定的な供給と国土の保全のためには、水源地域における森林について、水源かん養機能の発揮、土砂流出防止機能の向上や良好な森林水環境の形成を図る必要がある。
- (2) また、地球温暖化問題は人類全体の重要な環境問題である。とりわけ京都議定書に定められた目標達成は喫緊の課題であり、森林のCO₂吸収量目標の達成に向けた森林整備等の強力な推進が不可欠である。
- (3) このため、農業生産地域の水源地域において良質な農業用水の安定的な供給等に資するため水源林の間伐等を実施する。

2. 事業内容

- (1) 農業用水関連特定森林整備対策
農業用水の水源地域における水源林等の間伐等を実施する。
- (2) 耕作放棄地対策（農地環境整備事業）
山際の耕作放棄地における林地整備を実施する。

3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体 2(1) 都道府県、市町村、森林所有者、森林組合等
 2(2) 都道府県、市町村
- (2) 補助率 2(1) 3 / 10 等（林野庁事業の補助率）
 2(2) 5 . 5 / 10
- (3) 事業実施期間 平成 19 年度～平成 24 年度

- 4. 平成 19 年度概算決定額 5 , 0 0 0 , 0 0 0 千円 (0)
 (ただし、2.(2)については農地環境整備事業の内数)

【担当課：農村振興局整備部水利整備課】

農業用水水源地域保全対策事業（新規）

1．趣旨

- (1) 良質な農業用水の安定的な供給と国土の保全のためには、水源地域における森林について、水源かん養機能の発揮、土砂流出防止機能の向上や良質な森林水環境の形成を図る必要がある。
- (2) また、地球温暖化問題は人類全体の重要な環境問題である。とりわけ京都議定書に定められた目標達成は喫緊の課題であり、森林のCO₂吸収量目標の達成に向けた森林整備等の強力な推進が不可欠である。
- (3) このため、農業生産地域の水源地域において良質な農業用水の安定的な供給等に資する森林整備を実施するための調査等を行うとともに、水の恩恵を受けている下流地域の農業者や地域住民等が水源地域を取り巻く現状や課題について理解を深めるための普及促進活動を実施する。

2．事業内容

(1) 保全促進対策

農業生産地域の水源地域において、農業用水の安定供給等に資する水源林の整備等を実施するための調査や農業用水と水源林に係る理解を深める普及促進活動等の計画を策定する。

(2) 普及促進対策

農業用水の安定供給のための水源林の重要性の理解を深める等の普及促進活動等を実施する。

3．事業実施主体等

- (1) 事業実施主体 2(1) 都道府県
 2(2) 市町村、土地改良区等

- (2) 補助率 2(1) 定額
 2(2) 定額

- (3) 事業実施期間 平成19年度～平成24年度

- 4．平成19年度概算決定額 1,000,000千円(0)

【担当課：農村振興局整備部水利整備課】

農地・水・環境保全向上対策(新規)

1 趣旨

- (1) 農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るためには、効率的・安定的な農業構造の確立と併せて、基盤となる農地・水・環境の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要である。
- (2) このような中、農地・農業用水等の資源については、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保安全管理が困難となってきた現状や、ゆとりや安らぎといった国民の価値観の変化等の視点も踏まえた対応が必要となっている。
- (3) また、これら資源を基礎として営まれる農業生産活動については、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められている。
- (4) これらを踏まえ、地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を、一体的かつ総合的に支援する「農地・水・環境保全向上対策」を実施する。

2 事業内容

(1) 効果の高い共同活動への支援

社会共通資本である農地・農業用水等の資源を適切に保全し、質的向上を図るため、地域ぐるみで効果の高い活動を実施する地域を支援。

【共同活動支援交付金 256億円】

(2) 営農活動への支援

化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減するなど、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動等を支援。

【営農活動支援交付金 30億円】

(3) 対策の定着に向けた支援の適正かつ円滑な実施の確立

本対策の定着に向けて、地域協議会及び地方公共団体が実施する推進事務等の適正かつ円滑な実施を確立。

【農地・水・環境保全向上活動推進交付金 17億円】

3 事業実施主体

(1) 共同活動支援交付金及び営農活動支援交付金

地域協議会（都道府県、市町村、農業者団体等から構成される団体）及び活動組織（農業者、農業者団体、非農業者、地域住民団体、NPO等から構成される団体）

(2) 農地・水・環境保全向上活動推進交付金

地域協議会、都道府県及び市町村

4 事業実施期間 平成19年度～平成23年度

5 補助率 定額

6 平成19年度概算決定額(平成18年度予算額) 30,286百万円(-)

【担当課：生産局農産振興課環境保全型農業対策室、
農村振興局地域整備課中山間整備事業推進室】

農地・水・環境保全向上対策 共同活動支援交付金(新規)

1 趣旨

- (1) 農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤となる社会共通資本である。
- (2) しかしながら、こうした資源は、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全・管理が困難となってきている。
- (3) このような状況に対応するため、地域の農業者だけでなく、地域住民や都市住民も含めた多様な主体の参画を得て、これらの資源の適切な保全管理を行うとともに農村環境の保全等にも役立つ地域共同の効果の高い取組を促進する必要がある、これらの資源の保全向上活動への支援を行うものである。

2 事業内容

- (1) 対象農用地
交付金の算定対象の農用地は、農振農用地。
- (2) 対象活動
市町村と活動組織が締結する協定に基づき、一定の要件を満たす農地・水・農村環境の保全向上活動。
- (3) 対象活動組織
多様な主体が参画した活動組織であって、一定の要件を満たす活動について、関係市町村と協定の締結を行った活動組織。
- (4) 交付単価
基礎支援
国の支援額について、国、地方、農業者等の役割分担を踏まえ、活動組織に対し、10a当たり次の単価を交付。

田	: 2,200円(都府県)	1,700円(北海道)
畑	: 1,400円(都府県)	600円(北海道)
草地	: 200円(都府県)	100円(北海道)

促進費(地域の取組の更なるステップアップに係る支援)
一定水準以上の高度な資源の保全活動、質の高い農村環境保全活動などの取組が行われる場合に交付。国の支援額について、国、地方、農業者等の役割分担を踏まえ、取組水準により、活動組織に対し、10万円/年、20万円/年を交付。

3 事業実施主体

地域協議会(都道府県、市町村、農業者団体等から構成される団体)及び活動組織(農業者、農業者団体、非農業者、地域住民団体、NPO等から構成される団体)

4 補助率 定額

5 事業実施期間 平成19年度~平成23年度

6 平成19年度概算決定額(平成18年度予算額) 25,588百万円(-)

【担当課：農村振興局地域整備課中山間整備事業推進室】

農地・水・環境保全向上対策 営農活動支援交付金(新規)

1 趣旨

- (1) 環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められている。
- (2) こうした状況を踏まえ、農地や農業用水等の資源の保全向上活動と一体的に、化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減するなど、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動を支援することにより、地域における農地・水・環境の良好な保全と質的向上の促進を図る。

2 事業内容

(1) 対象地域

「農地・水・農村環境保全向上活動支援」の実施地域であって、計画等に基づき地域として環境保全に取り組む地域。

(2) 対象活動

活動組織内の農業者が協定に基づき、集落等を単位として、以下の 及び を合わせて実施する場合に支援を行う。

環境負荷低減に向けた地域全体の農業者による取組

たい肥等の有機物資源の投入、浅水代かき等の環境負荷低減の取組を、集落等の対象区域のおおむね全ての生産者が実施

まとまりをもって環境負荷を大幅に低減する先進的取組

地域でまとまりを持って、持続性の高い農業生産方式の導入により、化学肥料・化学合成農薬の使用を大幅に低減(原則5割低減)する等の先進的な取組を実施

(3) 支援内容

営農基礎活動支援

技術の実証・普及、土壌・生物等の調査分析等の環境負荷低減の取組に向けた活動経費として活動組織に交付する。国の支援額は、国、地方、農業者の役割分担を踏まえ、1地区当たり10万円。

先進的営農支援

先進的取組の取組面積に応じて活動組織に交付する(先進的取組を行った農業者への配分も可能)。10a当たりの国の支援額は、国、地方、農業者の役割分担を踏まえ、次のとおり。

・水稲	3,000円
・麦・豆類	1,500円
・いも・根菜類	3,000円
・葉茎菜類	5,000円
・果菜類・果実的野菜	9,000円
〔施設で生産されるトマト、きゅうり なす、ピーマン、いちご〕	20,000円
・果樹・茶	6,000円
・花き	5,000円
・上記区分に該当しない作物	1,500円

3 事業実施主体

地域協議会(都道府県、市町村、農業者団体等から構成される団体)及び活動組織(農業者、農業者団体、非農業者、地域住民団体、NPO等から構成される団体)

4 補助率 定額

5 事業実施期間 平成19~23年度

6 平成19年度概算決定額(平成18年度予算額) 2,986百万円(-)

【担当課：生産局農産振興課環境保全型農業対策室】

農地・水・環境保全向上対策

農地・水・環境保全向上活動推進交付金(新規)

1 趣旨

- (1) 農地・水・環境保全向上対策が広く国民の理解を得て、地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るといふ対策の目的を達成するためには、
明確かつ合理的・客観的な基準の下に透明性を確保しながら行われること、
国と地方公共団体が緊密な連携の下に行われること、
制度導入後も中立的な第三者機関による実行状況の点検、施策の効果の評価等を行い、
基準等について不断の見直しを行っていく必要があること等
から、農地・水・環境保全向上対策の実施に当たっては、本対策の趣旨の徹底、
明確かつ合理的・客観的基準に基づく要件並びに対象活動の確認等が行われることが重要
である。
- (2) 本事業は、このような観点から、本対策の定着に向けて、都道府県、市町村及び地
域協議会が行う交付金交付等の適正かつ円滑な実施の促進に資するものである。

2 事業内容

- (1) 地域協議会推進事業
推進・指導
集落説明会の開催、計画の作成指導等
地域活動指針等の作成
交付事務
- (2) 都道府県推進事業
第三者委員会の設置、運営
地方裁量に係る方針作成
営農活動支援に係る技術的確認
- (3) 市町村推進事業
協定締結
協定の審査等
確認事務
書類審査、現地確認計画の策定等、現地確認

3 事業実施主体

- (1) 地域協議会推進事業
地域協議会(都道府県、市町村、農業者団体等から構成される団体)
- (2) 都道府県推進事業
対象活動組織(農業者、農業者団体、非農業者、地域住民団体、NPO等から構成
される団体)が存する都道府県
- (3) 市町村推進事業
対象活動組織(農業者、農業者団体、非農業者、地域住民団体、NPO等から構成
される団体)が存する市町村

4 補助率 定額

5 事業実施期間 平成19年度～平成23年度

6 平成19年度概算決定額(平成18年度予算額) 1,712百万円()

【担当課：生産局農産振興課環境保全型農業対策室、
農村振興局地域整備課中山間整備事業推進室】